

## 静岡県告示第718号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和2年10月23日から起算して15日間、遠州漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 発起人の住所氏名

静岡県磐田市福田中島252-3	大石 光洋
静岡県磐田市見付6035-15	近藤 和弘
静岡県磐田市福田5493-92	永谷 鍊史
静岡県磐田市福田4791-3	鈴木 和弘
静岡県磐田市福田3790	三ツ谷 直高

### 2 加入区

遠州加入区

### 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

遠州漁業協同組合